

第3節 文化財の保護

1526

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約(文化財保護条約)(抜粋)

署名 一九五四年五月一日(ハ―ゲ)
効力発生 一九五六年八月七日
日本国 一九五四年九月六日署名、二〇〇七年五月二日国会承認、二〇〇七年九月一日批准書寄託、二〇〇七年九月二日公布及び告示(条約第一〇号及び外務省告示第五二二号)

第一条(文化財の定義)この条約の適用上、「文化財」と

は、出所又は所有者のいかんを問わず、次に掲げるものをいう。

(a) 各人民にとってその文化遺産として極めて重要である動産又は不動産。例えば、次のものをいう。建築学上、芸術上又は歴史上の記念工物物(宗教的なものであるか否かを問わない)、考古学的遺跡

全体として歴史的又は芸術的な関心の対象となる建造物群

芸術品

芸術的、歴史的又は考古学的な関心の対象となる手書き文書、書籍その他のもの

学術上の収集品、書籍若しくは記録文書の重要な収集品又はこの(a)に掲げるものの複製品の重要な収集品

(b) (a)に規定する動産の文化財を保存し、又は展示することを主要な及び実際目的とする建造物。例えば、次のものをいう。

博物館

大規模な図書館及び記録文書の保管施設
武力紛争の際に(a)に規定する動産の文化財を収容するための避難施設

(c) (a)及び(b)に規定する文化財が多数所在する地区(以下「記念工物物集中地区」という。)

第四条(文化財の尊重) 1 締約国は、自国及び他の締約国の領域内に所在する文化財、その隣接する周囲並びに当該文化財の保護のために使用されている設備を武力紛争の際に当該文化財を破壊又は損傷の危険にさらす恐れがある目的のために利用することを差し控えること並びに当該文化財に対する敵対行為を差し控えることにより、当該文化財を尊重することを約束する。

2 1に定める尊重する義務は、軍事上の必要に基づき当該義務の免除が絶対的に要請される場合に限り、免除され得る。

3 締約国は、いかなる方法により文化財を盗取し、略奪し、又は横領することも、また、いかなる行為により文化財を損傷することも禁止し、防止し、及び必要な場合には停止させることを約束する。締約国は、他の締約国の領域内に所在する動産の文化財の徴発を差し控える。

4 締約国は、復仇(きゅう)の手段として行われる文化財に対するいかなる行為も差し控える。

5 締約国は、他の締約国が前条に定める保全の措置を実施しなかつたことを理由として、当該他の締約国についてこの条の規定に従って自国が負う義務を免れることはできない。

第五条(占領) 1 他の締約国の領域の全部又は一部を占領しているいずれの締約国も、被占領国の文化財の保全及び保存に関し、被占領国の権限のある当局をできる限り支援する。

2 占領地域内に所在する文化財であつて軍事行動により損傷を受けたものを保存するための措置をとることが必要である場合において、被占領国の権限

のある当局が当該措置をとることができないときは、占領国は、できる限り、かつ、当該当局と緊密に協力して、最も必要とされる保存のための措置をとる。

3 いずれの締約国も、その政府が抵抗運動団体の構成員により正当な政府であると認められている場合において、可能なときは、文化財の尊重に関するこの条約の規定を遵守する義務について当該抵抗運動団体の構成員の注意を喚起する。

第一八条（条約の適用） 1 この条約は、平時に効力を有する規定を除くほか、二以上の締約国の間に生ずる宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一又は二以上が戦争状態を承認するか否かを問わず、適用する。

2 この条約は、また、締約国の領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けるか否かを問わず、適用する。

3 紛争当事国の一がこの条約の締約国でない場合にも、締約国である紛争当事国は、その相互の関係においては、この条約によって引き続き拘束される。さらに、締約国である紛争当事国は、締約国でない紛争当事国がこの条約の規定を受諾する旨を宣言し、かつ、この条約の規定を適用する限り、当該締約国でない紛争当事国との関係においても、この条約によって拘束される。

第一九条（国際的性質を有しない紛争） 1 締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少なくとも、この条約の文化財の尊重に関する規定を適用しなければならない。

2 紛争当事者は、特別の合意により、この条約の他の規定の全部又は一部を実施するよう努める。

3 国際連合教育科学文化機関は、その役務を紛争当事者に提供することができる。

4 1から3までの規定の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。